

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年6月8日(火)午後2時30分～午後4時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員)

大城文靖, 川端義明, 島榮子, 高嶺朝一, 友利敏子, 藤村啓, 福島政幸,
三浦正晴, 三宅俊司, 山内彰(五十音順, 敬称略)

稲葉耶季委員, 高江洲義英委員, 高橋清孝委員, 長元朝浩委員: 欠席

(庶務担当)

林良一(総務課長)

(説明補助者)

崎枝哲人(事務局長), 竹森修(首席家裁調査官), 與儀典子(首席書記官)

第4 議事

1 開会宣言

2 那覇家庭裁判所長あいさつ

3 前回欠席の山内彰委員の紹介

4 意見交換(テーマ: 沖縄における少年非行について)

- ・ 裁判官等による司法教育講義結果報告
- ・ 各委員からの活動状況等の報告
- ・ 次回開催日
- ・ 次回の意見交換テーマについて

5 閉会宣言

6 庁舎見学

第5 那覇家庭裁判所からの報告: 報告テーマ「裁判官等による司法教育講義の結果報告」

福島政幸委員から以下のような報告がなされた。

前回の委員会で、少年非行問題をめぐって各機関等でどういことができるのか懸案となった。当裁判所は、県の教育委員会へ司法教育の一環としての学校への出張講義を申し出て、学校側と調整を行い、那覇家裁本庁から那覇市内の中学校2箇所へ、沖縄支部から沖縄市所在の中学校1箇所へ、裁判官1人ずつ合計3人を派遣して講義を行った。概略については、家裁通信に掲載したとおりであるが、感想としては、意外に生徒たちの関心を得ることができたと感じている。私が話をしたクラスでは、生徒たちは、具体的事件に近い例を挙げて質問した犯罪名とか刑罰を通じて裁判というものを現実味のあるものとして受けとめてもらったと思う。裁判官としても貴重な経験であったことから、今後とも継続していきたい。

第6 意見交換「沖縄における少年非行に対する各委員の活動状況について」

当県の少年事件の特徴としては、本日用意した統計資料にあるとおり刑法犯が平成13年から年々増加していることであり、とりわけ窃盗の増加が顕著である。刑法犯の増加は、全国的な傾向でもあり、戦後最高の数値を更新しているところである。当県では成人も含めた窃盗事件のうち52.7パーセントを少年が占めている。しかも、16歳未満の少年の比率が最も高い。したがって、当県における刑法犯に見る少年事件のポイントは、窃盗事件が大半を占めており、若年の比率が高いということにある。そこで、少年非行の防止を考える上で、刑法犯の大半を占める窃盗事件の捜査に力を入れることが考えられるが、窃盗事件の態様は様々であり、捜査員が多くの時間と労力を割かれることになる。そうすると他の重大事件の捜査に支障を来すことになる。現在、捜査機関では、この問題について、効率的な処理を目指して検討しているところである。

一方、特別法犯は、年々減少傾向にある。当県の特徴としては、薬物事件が全国に比べて少なく、特別法犯の大半を占めているのは、道路交通法違反事件である。しかも、道路交通法違反事件に占める少年の比率が、全国の比率の約2倍となっている。少年事件に占める女子の割合は、全国と比較して少ない。

検察庁は、少年事件も扱うが、これまで、少年の処遇については、専ら裁判所に委ねており、検察庁としてのアプローチが弱かった。現在、保護観察所及び保護司との連携を図り、捜査に役立てたいと考えている。また、少年院との連携も強化しようと考えているところである。

弁護士会では、児童相談所の問題について、特にコザ児童相談所を中心に議論しているところである。コザ児童相談所では、非行担当のケースワーカーが2名しかいない上に、一人で90名以上のケースを抱えており、保護を必要とする子供たちへの人的手当ができない状況であり、児童相談所が、実質的に機能していない実情にある。

家庭内で虐待を受けた者は、後に他者に対し暴力を振るう傾向があると言われている。虐待を受けた経験のある者は、他者に暴力を振るうようになり、「自分が受けた暴力より軽いので、まさか死ぬとは思わなかった。」という事例もあるということである。弁護士会では、何ができるか模索しているが、児童相談所からは、「弁護士に何ができるんですか。」と厳しく言われる。今後、弁護士会としても、見学会等を実施していきたいと考えているが、家裁委員会でもこの問題を取り上げ、児童相談所と連携できるようにしてもらいたい。

昨年の5月以降、居場所のない子供たちがどれくらいいるかデータを取ってみたところ、30日以上学校に行っていない子供が、公立の小中学校で1,869人、高校で1,300人と約3,000人余りの子供たちがいることが分かった。これらの中には、引きこもりでメンタル面に問題のある子もいるが、遊び型非行のいわゆる社会の負の部分を受けた、どうにもならない子供が約500人程度いる。少年事件の加害者について、学校での調査記録を見ると、帰る場所がないため、学校と関わりが持てない子供たちである。児童相談所は、厚生労働省の管轄下におかれ、県の生活福祉部に属し、制度上は、学校との直接的なつながりが弱く、しかも、人手不足もあり、満杯状態である。子供たちへの対応については、機能的な面で課題性がある。県教育委員会においても、今年から、県警と協定し、子供の居場所作りを行い、子供個々への具体的対応に努めているところである。

裁判所では、教師の研究会に必要であれば、裁判官が出向く用意はある。

これまでの歴史の中で、暴力が横行し、強者が弱者を暴力で支配するという価値観があったことは否めない。これからは、弱者に対する暴力を否定する価値観の構築が求められている。少年非行をめぐる諸問題の根底には、家庭内におけるDVが根深く関わっており、それが、幼児虐待へとつながっていると考える。子供たちへの影響を考えると、先ほど、虐待を受けて育った子供は、後に他人に暴力を振るう傾向があるという話も出ていたが、暴力が連鎖しないうちに、根絶しないといけない。女性センターとしては、男女共同参画社会の根本は、「共生」の思想の構築にあると考えており、去年、おと年は、県内の大学の先生にお願いして、社会的に作られた性による差別いわゆる「ジェンダー」についての公開講座を行った。今年は、高校、中学校の生徒を対象にジェンダー教育を行うことを計画している。

少年問題を啓蒙していくことについて、マスコミの果たす役割を検討すると、記事にする場合、説教めいた記事は書けても、根底にある深いところの問題を記事にすることは、なかなか難しい。県の行政改革の仕事にも携わった経験から行政機関の問題を捉えると、いずれの部署も人手不足であり、しかも事態は深刻な状況にある。予算の手当は、昨今の経済情勢から国も県も無理であり、人を増やせば済むという議論につながらない。児童相談所の問題も同様であろう。マスコミの側にも問題があるのだろうが、メディア的に衝撃的な事件に流されすぎると、日常の事件処理に支障を来すことになりかねない。少年事件の中で、統計上窃盗事件が一番多いということだが、大きな事件も小さな事件も1件1件の具体的な事務処理量は大差ないと思われることから、特異な事件に流されて、社会自体が思考停止に陥ったら物事は解決しない。

プライバシーの問題で限度はあるのだろうが、ごくありふれた事件を取り上げて、ずっと分析していくと、あらゆるところに問題が波及していき、それを一つ一つ検討し、どういうところが問題なのか、何ができるのかを問うていくことは、地道な取材を要し、記事としては地味なものとなるのかもしれないが、そのことによって、多くの人が少年事件について知る機会を得るのではないか。そして、それができるのは、地域の新聞なり、マスコミではないだろうか。コストをかけなくても、それぞれの分野でできることがあると思う。裁判所としても協力することはやぶさかではない。

NHKでは、数年前から治安が悪化していることから治安問題について報道しており、昨年はNHKスペシャルで少年犯罪を取り上げたが、これらの番組を通じて感じたことは、映像的に難しいテーマであるということである。テレビは、継続的に物を追いかけることは苦手である。災害報道についても、災害の原因を分析し、こうすれば、もっと多くの人々が救われたのではないかとといった番組が制作されたとしても、次のテーマが出てくると、一つのことを継続的に追いつけるのではなく、あらたなテーマに向かっていくことになる。テレビは、論理を伝えることは難しい。感性に訴えるメディアである。社会的に衝撃を与える事象には強い。したがって、テレビの課題は、一つの事象について、継続的な報道ができるかという点にある。

テレビには、社会的な力があり、影響力も大きいと考えられがちであるが、テレビが、あるテーマについて、キャンペーン報道を行うことは、マスコミが流れに乗って、一緒に手を取って報道するということであり、非常に勇気のいることであり、率直に言って、抵抗感がある。自分たちの報道というものは、自主的でありたい、自立的でありたいと考えている。しかし、そうではあっても、キャンペーンという言い方は適当ではないかも知れないが、テレビというメディアが地域に対して果たす役割は十分にあると考えている。沖縄は犯罪が増えていることから、相当難しいテーマではあるけれども、報道として何ができるのか、できないのかを含めて、制作部に指示をしているところである。

また、センセーショナルな報道ということが言われるが、ピンとこない。それぞれの報道機関は、特に、人権に絡む少年犯罪については、あまり外に対して出したことはない。各社のガイドラインに従って、相当シビアに自分たちの報道にしぼりをかけており、自主的な取組みを行っている。NHKには、番組基準というものがあり、そこでのガイドラインに従って報道しているが、現場からの声として、他の報道機関からどんどん情報が流れてくるといったことや、最近では、インターネットで違う方向から情報が伝わっていき、報道の在り方自体に疑問を感じざるを得ない状況にある。

さらに、これまでは、事件の報道は、警察回りと称し、事件・事故の取材を通じて、訓練を受け、鍛えられた記者が担当し、ジャーナリストとしてのモラルや倫理につい

て、何を報道してよいか、何は報道したらいけないのかを含めて育成されてきた。ところが、昭和60年代ころから、タレント出身のレポーターが登場すると、いわゆるワイドショーにおいて全くモラルもないし、そもそもそういうことが必要なのかといったことになってきて、テレビの取材現場は、ここ20年くらい混乱している。報道も「何ができるか。」ということについて、悩みもあり、ゆれもある。

浦添市内で、深夜11時半ころコンビニで女子高校生が襲われかけたという事件があった。なぜ、深夜犯罪の起こりそうな時間帯に女子高校生がそんな場所にいたのかというと、コンビニでアルバイトをしていたとのことである。高校生を深夜労働に使うということも問題である。私の仕事は石油関係の仕事（給油所やプロパンガスの配達）で、3K（きつい、汚い、危険）職場といって、高校生は来たがらない。結局、コンビニとかクーラーの利く楽な職場に行く。ましてや、少年達を社会復帰に向けて矯正するための居場所（職業や職場）は、資格が必要であったり、年齢制限があったりするため、農村社会や漁業社会など個々的にはあったとしても、社会全体としての受け皿はないのではないか。

家事調停事件を通してみると、背景に貧困の問題がある。離婚しても、子供達への養育費が払えないという状況がある。親自身の問題に頭がいっぱいで、子供のことを忘れている。貧しい中での葛藤もある。家庭内での暴力もある。調停の中で、何ができるかいつも模索するが、裁判官の視点も子供に対してどう対応すべきかというところにあるように思う。夫婦の問題を子供にどのタイミングで伝えるか、子供の心理状態も考慮する必要がある。放任された子供達は、夜の町を深夜徘徊するようになる。調停は、司法の場で行われることから、調停委員が出向いていくわけにはいかない。司法を身近に感じてもらうために、今回、裁判官が出張講義をされたことは意義深いと考える。貧困の連鎖、暴力の連鎖を断ち切るためには、教育の力が必要である。私は、児童相談員もしているが、学校の先生方から、不登校の子供達の様子をさりげなく見てくれと言われれば、民生委員等とも協力して、子供達の様子を見ることはやぶさかではない。

第7 次回の予定

1 日時 平成16年11月30日(火)午後2時

2 場所 那覇家庭裁判所大会議室

第8 議題

児童相談所の問題について